

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

職員懲戒審査委員会規則

(設置)

第1条 職員の懲戒処分に関し公正な処理を行うため、職員就業規則第46条第3項に規定する、職員懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第2条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者の内から5名以内をその都度会長が任命する。

- (1) 副会長
- (2) 理事
- (3) 処分の対象とされている職員の所属する管理職
- (4) 職員の代表者
- (5) その他会長が特に必要と認められる者

(委員長等)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、その都度委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(審議事項)

第4条 委員会において審査する事項は、次のとおりとする。

- (1) 職員の懲戒処分に関する事項。
- (2) 職員の法令違反、職務違反、職務怠慢又は非行に関する事項。
- (3) 職員の賠償責任に関する事項。
- (4) その他会長から意見を求められた事項。

(意見聴取等)

第5条 委員長は、必要に応じて関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(秘密の保持)

第6条 委員会の委員及び委員会に出席し、又は関係した職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務・企画班において処理する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年11月8日より施行する。

2 この規則は、令和3年12月3日から改正実施する。